

未利用県有地一般競争入札

令和 8 年度

(第 2 回)



© 岡山県「ももっち・うらっちと仲間たち」

岡 山 県

入札に参加しようとする方は、事前に参加申込を行ってください。

【入札の流れ】

公告（令和８年１０月２６日（月））



現場説明会の参加申込（申込期限：令和８年１１月９日（月）１７時）



現場説明会（令和８年１１月１１日（水）１４時）



質問書の提出（提出期限：令和８年１１月１３日（金）１７時）



質問書への回答



入札参加申込（申込期限：令和８年１１月２０日（金）１７時必着）



入札参加受付確認書の送付



入札（令和８年１２月１０日（木））



契約（落札決定の翌日から起算して１４日以内）



売買代金の納入（契約日の翌日から起算して２０日以内）



所有権移転

※詳細は「一般競争入札参加案内」（１ページ～）をご覧ください。

※財産活用課のホームページにも物件の詳細情報及び申込み方法等を掲載しています。

岡山県財産活用課

検索



【岡山県財産活用課HP】

目 次

◆ 一般競争入札参加案内	1 ページ
◆ 売 払 物 件 一 覧	7 ページ
◆ 入札についての注意事項	8 ページ
◆ 入札保証金の納付について	10 ページ
◆ 物 件 説 明 書	
物件1 岡山市北区石関町2番102ほか	12 ページ
物件2 笠岡市入江字五良三谷360番5, 361番3	25 ページ
◆ 質 問 書	28 ページ
◆ 一般競争入札参加申込書	29 ページ
◆ 委 任 状	30 ページ
◆ 役 員 名 簿	31 ページ
◆ 誓 約 書	32 ページ
◆ 県有財産売買契約書（案）	34 ページ
◆ 入 札 会 場 案 内 図	43 ページ

一般競争入札参加案内

未利用県有地を次の要領で売り払います。入札への参加を希望される方は、この要領をよく読み、内容を十分把握したうえでご参加ください。

1 売払物件

本書 7 ページの「売払物件一覧」をご覧ください。

2 入札参加資格

申込みのできる方は、日本国内に居住する方とします。ただし、次に掲げる方は、入札に参加することができません。

- (1) 県有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する方
(成年被後見人、契約締結のために必要な同意を得ていない被保佐人、営業の許可を受けていない未成年者、破産者で復権を得ない方、指定暴力団員、指定暴力団員の配偶者等)
- (3) 次のいずれかに該当すると認められる方で、その事実があった後 3 年を経過しない方及びその方を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する方
 - ア 契約履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
 - ウ 競争入札の落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた方
 - エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた方
 - オ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった方
 - カ 契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った方
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない方を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した方
- (4) 岡山県暴力団排除条例(平成 22 年岡山県条例第 57 号)第 2 条第 1 号及び第 3 号に規定する暴力団又は暴力団員等(入札参加者が法人である場合、役員に暴力団員等が含まれている場合も入札に参加できません。)
- (5) 入札参加者又はその役員(ウ、エ及びオについては、買受申込者の経営に事実上参加している者を含む)が次のいずれかに該当する場合
 - ア 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であるとき、又は暴力団関係者が入札参加者の経営に事実上参加している場合
 - イ 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき
 - ウ 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき

- エ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
オ 暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき
カ 岡山県から受注した建設工事等の施工に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を契約担当者に届け出なかったとき
- (6) その他知事が不適當と認める者

3 用途制限

売払物件については、売買契約書において次の用途制限を付すとともに、これらの用途に使用のおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることも禁止しますので、この点を理解された上で、入札に参加ください。

- (1) 岡山県暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に供することはできません。
- (2) 契約締結の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供することはできません。

4 入札についての注意事項(物件調査、引渡し)

- (1) 入札を希望される方は、この「一般競争入札参加案内」、「入札についての注意事項」及び「物件説明書」を熟読され、「県有財産売買契約書(案)」の各条項並びに売払物件の法令上の規制を承知した上で申し込んでください。
- (2) 各「物件説明書」は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において諸規制等についての確認を行ってください。
(物件説明書の資料に記載している建ぺい率・容積率は、地区計画や前面道路の幅員等を加味していません。)
- (3) 越境物が存在する場合は、隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などに関して、すべて買受人において行っていただきます。
- (4) 水道に関する給水装置の修理や配管の移設等並びに下水に関する汚水桝の修理や排水管の移設等に要する費用は県では負担しません。
また、上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、県では、補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出及び手続き等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者などにお問い合わせの上、買受人において対応してください。
- (5) 建物及び附帯建物、工作物等の点検・修理、立木の伐採、草刈、囲障・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切行いません。
- (6) 各売払物件については、原則、地下埋設物、地盤調査、土壌調査及び建物状況調査は行っていない。
- (7) 各売払物件は、現状有姿での引渡しとなります。(現況と図面等が相違している場合、現況を優先します。)
- (8) 県では、未登記建物の表題登記及び所有権保存登記を行いません。登記を行う場合は、買受人が買受人自身の負担により行ってください。
- (9) 県が実施したアスベスト含有分析調査は、特定建築物石綿含有建材調査者資格及び一般建築物石綿含有建材調査者資格がない者が行っているため、解体時には、法律に適合した調査(有資格者による調査)を改めて行う必要があります。

5 質問の受付

物件番号Ⅰのみ質問を受け付けます。

(1) 受付期限

令和8年11月13日(金) 17時

(2) 受付方法

「質問書」により、電子メールで質問してください。件名は、「令和8年度第2回未利用県有地一般競争入札(物件番号Ⅰ)にかかる質疑(団体名)」としてください。

(3) 宛先 chifuku@pref.okayama.^{エル}lg.jp

(4) 回答方法

質問及びそれに対する回答は、質問を受けた日の翌日から起算して5日以内の日に岡山県ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>)に掲載します。ただし、回答することが不適当と認められる質問に対しては、回答方法を変更または回答を行わない場合があります。

6 入札参加申込

次の期限までに入札参加申込書等を提出してください(郵送可)。期限までに提出されない場合は入札に参加できません。

(1) 申込期限

令和8年11月20日(金) 17時必着

(注)・受付は、月曜日から金曜日の8時30分から17時までです。

・閉庁日(土曜日、日曜日、祝日)は受付を行いません。

(2) 提出先

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課財産活用班(県庁本庁舎4階)

(3) 提出書類

書 類	個人の場合	法人の場合
一般競争入札参加申込書(様式第1号)	○	○
委任状(様式第2号、入札に代理人が出席する場合)	○	○
役員名簿(様式第3号)	—	○
誓約書(様式第4号、実印が押印されたもの)	○	○
本人の印鑑証明書(入札書に押印する印鑑)	○	—
法人の印鑑証明書(入札書に押印する印鑑)	—	○
法人の登記簿謄本(現在事項全部証明書)	—	※

(注)・いずれの書類も申込日から3か月以内に交付された原本が各1通必要です。

・提出いただいた書類は返却しません。

※ 一般競争入札参加申込書に法人番号を記入しない場合は添付が必要です。

7 入札参加資格の確認

入札参加資格を確認の上、資格があると認められる方には入札参加資格要件適合通知書及び入札保証金の納付書を送付します。資格がないと認められる方には入札参加不適合通

知書を送付します。いずれも入札参加申込期限から１５日以内に郵送又はメールで通知します。

8 現場説明会

物件番号１のみ現場説明会を行います。本書７ページの「売払物件一覧」をあわせてご覧ください。

(注)・現場説明会は、令和８年１１月１１日（水）１４時から行います（受付開始１３時３０分）。

- ・参加希望者は、令和８年１１月９日（月）１７時までに、電話又は電子メールにより、団体名（法人の場合）、担当者氏名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）並びに参加人数を県庁地域福祉課までお知らせください。事前に申込みのあった方のみ参加できます。

TEL：０８６－２２６－７３１７

Mail：chifuku@pref.okayama.lg.jp

- ・集合場所等の詳細は、参加申込者に別途メールでお知らせします。
- ・参加人数によっては、安全確保のため、複数のグループに分けてご案内する場合があります。グループ分けは申込順を基本として県が指定し、参加者の都合による変更には応じられません。また、当日の状況により待ち時間が生じる場合があります。
- ・駐車スペースは用意していませんので、公共交通機関又は民間駐車場等をご利用ください。
- ・現場説明会は上記日程で１回のみ行い、個別での対応は行いません。
- ・現場説明会への参加は必須ではありませんが、参加されない場合も、物件の状況等について十分確認し、納得の上で入札参加申込を行ってください。
- ・大雨等の気象条件や災害の発生等により、現場説明会を延期又は中止することがあります。延期又は中止する場合は、当日午前８時３０分頃に財産活用課ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

9 入札保証金

(１) 入札保証金の納付

上記７の入札参加資格要件適合通知書とともに送付する納付書により、入札前に入札金額の１００分の５以上に相当する金額を金融機関で納付してください。（詳細は１０ページをご確認ください）

(２) 入札保証金の返還

入札保証金は、落札者を除き、保管金払戻請求書により指定される金融機関の口座に振り込みます。保管金払戻請求書については、１１ページをご確認ください。なお、返還まで若干のお時間を要しますので、ご了承ください。

落札者が納付した入札保証金は、売買契約を締結したときに、契約保証金に充当します。

10 入札日時・会場

(１) 日時

「売払物件一覧」をご覧ください。

(注)・受付時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。

- ・受付手続きの状況によっては、入札開始時刻が遅れることがあります。
- ・入札室には、申込につき２名まで入室できます。

・本庁舎の外来駐車場(有料)等をご利用ください。

(2) 会場

用度課入札室 (県庁舎地下1階)

11 入札参加(入札当日)に必要なもの

(1) 入札にご本人が出席される場合

- ア 入札書(財産活用課 HP でダウンロードしてください)
- イ 入札参加資格要件適合通知書(「7 入札参加資格の確認」で送付したもの)
- ウ 印鑑(入札参加申込書に添付した印鑑証明書により証明された印鑑)
- エ 入札保証金領収書の写し

(2) 入札に代理人が出席される場合

- ア 入札書(財産活用課 HP でダウンロードしてください)
- イ 入札参加資格要件適合通知書(「7 入札参加資格の確認」で送付したもの)
- ウ 代理人の印鑑(入札参加申込書に添付した委任状に押印されているもの)
- エ 入札保証金領収書の写し

12 入札を共有名義で申し込みたいとき

共有名義により入札を行われる場合は、入札参加申込書、委任状及び入札書に共有名義人各々の署名及び実印の押印等が必要になります。共有名義で入札されたい方は、あらかじめお問い合わせください。

13 契約の締結

落札された方は、落札決定の翌日から起算して14日以内に契約を締結していただきます。希望により、電子契約により契約を締結することができます。この場合、電子契約利用申込書を提出していただきます。

14 売買代金の納付

売買代金(入札保証金を差し引いた金額)は、原則として契約締結日の翌日から起算して20日以内に納付していただきます。

納付期限までに売買代金が完納されないときは、納付期限の翌日から完納する日までの日数に応じ、未払額につき年9.05%の割合で計算した額を遅延利息として納付していただきます。

なお、売買代金及び遅延利息が完納されないときは、契約を解除する場合があります。この場合、入札保証金は県に帰属します。

15 所有権の移転

所有権は、売買代金が完納されたときに、県から買受人へ移転します。

16 登記手続き

(1) 土地及び登記建物に係る所有権移転の登記手続きは、売買代金完納後、買受人の登録免許税の負担により県が行います。

(2) 買受人が個人の場合、登記手続きに必要なため、住所証明情報及び国籍等を証する情報を提出していただきます。

- ア 日本国籍を有する方
本籍地が記載された住民票の写し※

イ 外国籍を有する方

国籍又は地域が記載された住民票の写し※

※マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの。他の世帯員や続柄の記載は不要。

17 入札保証金及び売買代金以外に必要な費用

（１） 契約書に貼付する印紙代 （電子契約により契約を締結する場合は不要）

（２） 不動産の所有権移転登記に必要な登録免許税

18 入札結果の公表

入札終了後、入札結果（物件所在地、地目、面積、予定価格、入札年月日、落札価格、落札者名（個人であるときは「個人」とします。）、入札参加者数）を公表します。落札後に契約不成立となった場合には、その旨を公表します。

19 お問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課財産活用班

TEL：086-226-7235

Mail：zkatsuyou@pref.okayama.l^{エル}g.jp

（※閉庁日を除く 8時30分～17時）



QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です

売払物件一覧

物件 番号	所在地	地目	数量 (㎡)	最低売払価格	現場説明会 開始日時	入札日	入札受付 時間	入札開始 予定時刻
1	岡山市北区石関町2番102ほか	宅地 (建付地)	2,049.02	386,211,500円	11月11日 (水) 14:00	12月10日 (木)	11:00～ 11:15	11:20
2	笠岡市入江字五良三谷360番5, 361番3	雑種地 (更地)	463.49	7,042,000円	-		14:00～ 14:15	14:20

※物件番号1の現場説明会のご参加は、令和8年11月9日（月）17時までにご連絡があった方のみとします。



△物件1の地図情報
Google Map



△物件2の地図情報
Google Map

入札についての注意事項

入札を希望される方は、公告、一般競争入札参加案内（本書１～６ページ）及びこの注意事項を熟読の上、入札してください。

（入札の代理）

第１ 代理人が入札しようとするときは、入札参加申込時に必ず委任状を提出してください。なお、代理人は２人以上の入札者を代理することはできません。また、入札者は他の入札者の代理人となることはできません。

（入札室への人数制限）

第２ 入札室へは、申込につき２名まで入室できます。

（入札書の様式及び使用する印鑑）

第３ 入札は、所定の入札書を使用してください。

２ 入札書に押印する印鑑は、本人が入札される場合は、入札参加申込時に提出された印鑑の証明書の印影と同じ印鑑とします。代理人が入札される場合は、委任状に押印された代理人の印影と同じ印鑑とします。なお、それ以外の印鑑の場合、入札書は無効とします。

（入札保証金）

第４ 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の１００分の５以上に相当する金額を納付書により納付してください。

（入札書の記入方法）

第５ 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては法人名及び代表者氏名）を記入の上、押印してください。

入札金額は、算用数字を使い、最初の数字の前に「¥」を記入してください。なお、記入にあたっては、万年筆又はボールペンを使用してください。また、入札金額の訂正は認めません。

（建付地に係る入札金額等）

第６ 建付地の入札金額は、土地・建物のそれぞれの金額及び建物に課税される消費税相当額を合わせた金額とします。

（提出済みの入札書）

第７ 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

（入札の無効）

第８ 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加することのできない者のした入札
- (2) 談合してした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (4) 入札書の金額、氏名（法人にあっては法人名及び代表者氏名）、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
- (5) 同一の入札について、２以上の入札をした者のした入札
- (6) 郵便又は電信による入札

(7) 第1に反して行われた入札

(開札)

第9 開札は、入札者の面前で行います。

(落札者の決定)

第10 入札は、予定価格以上の価格であって、最高のものをもって落札者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(入札保証金の返還)

第11 入札保証金は、落札者を除き、返還します。

(契約の締結)

第12 落札者が落札決定の翌日から14日以内に契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属します。

2 契約は所定の契約書を作成し、県、落札者双方が記名押印したときに成立します。

3 落札者の入札保証金は、前項の契約保証金の全部又は一部に充当します。

4 落札者以外の名義人とは契約を締結しません。

(費用の負担)

第13 入札の参加に要する一切の費用は、入札参加者の負担とします。

2 落札後契約締結までに要する一切の費用は、落札者の負担とします。

(その他)

第14 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び岡山県財務規則の定めるところによって処理します。

入札保証金の納付について

納付前に、記載例の赤枠の部分をご記入ください。

(記載例) ①振込を行う日付

指定金融機関等用		納付(払込)書原符		岡山県	
①		発行年月日		令和8年 月 日	
課所名		名称 総務部財産活用課			
課所コード		年度		入/出 会計 繰越	
0 0 0 5 0		8		1 2 5 0 1	
款 項		目 節			
0 5					
決議番号		内訳番号		区分 個別ID	
当方で記入します。		5 6 0 0			
個別使用欄					
納付額		②入札保証金として納付する金額 円			
納期限		令和8年12月10日 ※当方で記入します。			
納付理由		当方で記入します。			
納付場所		岡山県指定金融機関等 指定場所		公金領収No.	

左記のとおり収納してください。

指定金融機関等 殿

岡山県知事
(県事務所長)

当方で記入します。

当方で記入します。

(債権/債務者コード:)

受付印

領収印

注意事項

- ・納付書裏面に記載の金融機関で、納付してください。
- ・入札保証金領収書の写しを入札当日に持参してください。

保管金払戻請求書	
岡山県知事 殿	令和8年XX月XX日 ①提出日 請求者 住所氏名 ②入札参加資格申請申請書に記載した本人の住所・氏名（法人の場合は代表者名まで）（注）
次のとおり保管金の払戻しを請求します。	
金 額	③納付した入札保証金の額 円
給 付 年 月 日	令和8年 12 月 10 日 ④入札日
保 管 金 の 内 容	令和8年度第2回未利用県有地一般競争入札に係る入札保証金 (物件番号X)
請 求 の 理 由	⑤物件番号 落札とならなかったため。
指定預金口座 記入欄	金融機関及び店舗名： 金融機関コード： 店舗コード： 預金種別： ②に記載した請求者の口座とする。 口座番号： 名義人(カカナ)：
発行責任者及び担当者欄 （注） 発行責任者 担当者 (連絡先： - -) (連絡先： - -)	

（注：本欄を記載した場合は、請求者欄への押印は不要です。（記載されない場合は、請求者欄に押印をしてください。）

○発行責任者とは、代表取締役、支店長、営業所長など、請求書を発行するにあたり責任を有する方です。

○担当者とは、本入札に関する事務を担当する方です。

○発行責任者と担当者は、同一人物でも可です。

（個人の場合は、担当者欄及び連絡先のみの記載で可）

物件説明書 1

令和 8 年 1 0 月 2 6 日

所 在 地	岡山市北区石関町 2 番 1 0 2 ほか						
物 件 の 状 況	土地			建物			
	所在・地番		地積㎡	地 目	〔家屋番号〕・構造		延床面積㎡
	①（2筆） ・石関町2番102 ・出石町一丁目 1番128 ※右の区分所有 建物の底地の一部		1085.43 4.51	宅地 宅地	[A] 旧岡山県総合福祉会館 ※区分所有建物 家屋番号：石関町2番102の4 鉄筋コンクリート造 9 階建 符号 1 符号 2 符号 3		（登記） 1 階部分452.06 2 階部分323.04 3 階部分123.32 4 階部分448.02 5 階部分479.10 6 階部分479.10 7 階部分479.10 8 階部分479.10 9 階部分146.71 地下 1 階178.94 地下 1 階 62.93 地下 1 階 6.60
	② 出石町一丁目 1番101		135.42	宅地	[B] 旧ゆうあいプラザ 家屋番号：1番101 鉄骨コンクリートブロック造陸 屋根 5 階建		481.5（登記）
	③ 出石町一丁目 1番105		466.89	宅地	－		－
	④ 出石町一丁目 2番101		356.77	宅地	－		－
接 面 道 路 の 幅員及び構造	①②④の西側：幅員約27mの舗装道路（県道後楽園線）※1 ①の南西側：幅員約5.5m～18mの舗装道路（市道石関町4号線）※1 ③の北西側、④の南東側：幅員約12.8～13.1mの舗装市道（市道出石町18号線）※1 ④の北側：幅員約1.5mの舗装市道（出石町17号線）※2 ※ 1 建築基準法第42条第1項第1号に該当、※ 2 建築基準法第42条に該当しない道						
都市計画法及 び建築基準法 上の主な制限	都市計画区域		市街化区域		日影制限	制限有（二）	
	用 途 地 域	商業地域		建ぺい率	80％	容積率	400％
		近隣商業地域			80％		200％
		第 1 種住居地域			60％		200％
	防 火 地 域	準防火地域		そ の 他	景観形成重点地区（後楽園背景保全地区、 都心軸沿道地区、岡山カルチャーゾーン） 都市機能誘導区域・居住誘導区域 宅地造成等工事規制区域 自動車駐車場附置義務条例適用地区 自転車駐車場附置義務条例適用地区 周知の埋蔵文化財包蔵地（岡山城跡）		
占 有 物 件 等	[有]・無	物件の内容		① 電柱 1 本・支線 1 本（中国電力ネットワーク（株）） ④ 案内看板（岡山丸の内ロータリークラブ）			

私道の負担等	有・ ☐ 無	負担の内容		
供給処理施設の状況		供給	事業所名	負担金等
	電 気	可		
	上水道	可 ②～④は メーターなし	岡山市水道局	納入済
	下水道	可	岡山市下水道河川局	納入済
	都市ガス	①引込有 (停止)		
②引込無				
交 通 機 関	バ ス	岡電バス「天神町」停留所 至近（道路距離）		
	鉄 道	ＪＲ山陽本線「岡山」駅 約1.2km（道路距離）		
公 共 施 設 等	役 所	岡山市役所 約2.4km（道路距離）		
	学 区	岡山中央小学校 約0.5km（道路距離） 岡山中央中学校 約0.3km（道路距離）		
近 隣 の 状 況	・当該地は、後楽園と岡山城を中心に文化施設が集まる「岡山カルチャーゾーン」の区域にあります。 ・近隣の主な公共施設としては、岡山県立美術館、岡山出石郵便局等があります。			
建 物 の 状 況	建 築 年	☐ A 昭和50年 ☐ B 昭和45年	使用状況	☐ A 一部を庁舎として 令和6年8月まで使用 ☐ B 倉庫として 令和6年8月まで使用
	石綿使用調査	☐ 実施（一部） ☐ 未	☐ A 内壁の吹付け材のアスベスト含有：有 ☐ A 外壁・天井の吹付け材のアスベスト含有：無 ☐ B 外壁の吹付け材のアスベスト含有：無	
	耐 震 診 断	☐ A ☐ 実施・未 ☐ B 実施・ ☐ 未	☐ A 耐震性無	
最低売払価格	386,211,500円 （土地・建物のそれぞれの金額及び建物に課税される消費税相当額を合わせた金額）			
留 意 事 項 等	別紙のとおり			

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

留意事項

- ・土地（①～④）及び建物（A、B）を現状有姿のまま一体で売却します。
- ・建物は、築後相当の年数を経過していることから、目視可能な部分のみならず、目視できない部分についても相応の経年劣化が見込まれます。建物、建物附属設備、機械設備等を使用する場合には、買受人の責任と負担において必要な点検、修繕等を行ってください。

（景観・屋外広告物関係）

- ・本物件は、岡山市景観計画の景観形成重点地区（後楽園背景保全地区、都心軸沿道地区、岡山カルチャーゾーン）に該当する区域を含みます。また、出石町地区では「出石町一丁目地区景観まちづくり協定」に基づく景観まちづくりが進められています。
- ・本物件は、岡山市屋外広告物条例に基づく屋外広告物モデル地区に指定されています。

（埋蔵文化財関係）

- ・本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地（岡山城跡）に含まれています。土木工事等を行う場合は、文化財保護法に基づく届出等が必要となる場合があります。
- ・土壌汚染調査、地質調査、地下埋設物調査及び建物状況調査は実施していません。

（その他）

- ・本物件は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）に含まれています。
[参考] 岡山市WE B版ハザードマップ ▶ <https://www.city.okayama.jp/bosai/hazardmap/>
- ・本物件について県が締結している電気供給、設備保守等の契約は、所有権移転に伴い終了の手続を行います。買受人において、所有権移転後の使用及び維持管理に必要な契約等の手続を行ってください。
- ・この物件説明書は、物件の概要を把握するための参考資料です。入札参加者自身において現地を確認するとともに、建築・改修、広告物の設置、土木工事等に当たって適用される諸規制等の内容及び必要な手続を、下記の窓口等に事前に確認してください。駐車場・駐輪場の附置義務についても、適用地区及び基準等を確認してください。

諸規制等に関するお問い合わせ先

確認事項	岡山市窓口	電話番号
景観計画・景観まちづくり協定、屋外広告物の規制・掲出基準	都市計画課	086-803-1373
自動車駐車場・自転車駐車場の附置義務（適用地区・基準・手続）	市街地整備課	086-803-1382
埋蔵文化財・土木工事等の届出	文化財課	086-803-1611
洪水浸水想定・ハザードマップ	危機管理室	086-803-1082

個別特記事項

①石関町2番102ほか（建付地）

（1）A旧岡山県総合福祉会館

〔建物の使用状況〕

- ・本建物は昭和50年12月に新築され、昭和51年2月に岡山県総合福祉会館として開館しました。平成28年12月に県教育事務所（2～4階の一部）を除き閉館し、令和6年8月末に県教育事務所が転出した後は、使用していません。

〔建物の範囲〕

- ・1階ホール控室は、旧岡山県総合福祉会館の1階ホールに附属する控室として使用されていましたが、旧ゆうあいプラザ1階に接続しており、登記上は旧ゆうあいプラザの建物に含まれています。

〔建物の劣化状況〕

- ・本建物の地階、1階及び2階の一部に雨漏りがあり、雨水の排水等の応急措置を行っています。

〔耐震性〕

- ・平成27年10月に耐震性の調査を実施した結果、耐震性がないと診断されています。

〔アスベスト〕

- ・令和7年6月に外壁、内壁、天井等の建築仕上り塗材についてアスベスト含有分析調査を実施した結果、地階、1階及び5階の内壁に使用されている吹付け塗材の一部からアスベストの含有が確認されています。なお、当該調査は一部の試料を採取して実施したものであり、調査を実施していない箇所については、アスベストの含有の有無は不明です。

〔区分所有関係〕

- ・本建物は区分所有建物であり、登記上4つに区分されています。
（家屋番号：石関町2番102の4、114の1、114の2、114の5）
- ・このうち、1階から3階にわたる縦割り式の3個の区分建物は個人が所有しており、本件売却の対象には含まれません。（売却対象は石関町2番102の4）
- ・建物の区分所有関係の概要は、①末尾（18ページ）の模式図を参照してください。
- ・区分建物について敷地権の登記はありません。建物の敷地は、岡山県及び他の区分所有者3者がそれぞれ区画された土地を所有しています。

- ・ 県は、他の各区分所有者 3 者との間でそれぞれ「土地利用に関する覚書」を締結しています。当該覚書により、県及び県所有の区分建物の特定承継人は、各区分所有者が所有する土地の地下及びその上空について、令和 16 年（2034 年）10 月 25 日まで、県所有の区分建物を存置し、使用するために必要な範囲で利用することができます。
- ・ 建物及び附属施設の管理又は使用等の基本的事項について、建物の区分所有等に関する法律に基づく管理規約を設定しています。なお、管理組合としての組織運営は行っておらず、管理者も選任していません。
- ・ 県及び他の区分所有者は専有部分のほか、管理規約に基づく専用使用部分の専用使用権を有しています。
- ・ 県が専用使用権を有する 2 階屋上の一部及び 3 階から駐車場車路に通じる非常階段については、県以外の区分所有者 2 者も、管理規約に基づき、室外機の設置や通行・物品の搬出入等に使用できます。各区分所有者の専用使用権は、相続や売買等による承継人に引き継がれます。
- ・ 専有部分及び専用使用部分の使用目的については、管理規約に定めがあります。
- ・ 専有部分及び専用使用部分に要する費用は、管理規約に基づき各区分所有者の単独負担となっています。
- ・ 共用部分の維持管理に必要な修繕、更新その他の措置については、区分所有者間で協議して行い、その費用は共有持分の割合に応じて負担することとされています。

[電気・ガス・水道等]

- ・ 電気・ガス・水道の使用量及び料金は、各区分所有者と分離しています。
- ・ 本建物（売却対象となる県部分）は現在施設として使用していませんが、建物及び設備の維持管理のため、電気及び水道の契約を継続しています。なお、ガスは使用を停止しています。
- ・ 地下のポンプ室奥に他の区分所有者が使用する受水槽が設置されています。受水槽の清掃、点検、修繕等のため必要がある場合には、当該区分所有者又はその関係者がポンプ室等に立ち入ることがあります。鍵の開閉その他必要な対応を行うとともに、管理規約に従って立入りに協力してください。

[空調設備]

- ・ 県が使用していた空調設備は、冷媒を回収済みであり、現在使用していません。
- ・ 塔屋には、県以外の区分所有者のものとみられる空調設備等の残置物があります。
- ・ 3 階屋上及び 1 階スロープ脇（旧ゆうあいプラザ側）に、県以外の区分所有者が使用している空調設備の室外機が設置されています。

[低濃度PCB含有電気工作物]

- ・ 3階屋上に、低濃度PCB含有電気工作物が9台（開閉器5台、変圧器3台、コンデンサ1台）あります。これらについては、電気事業法に基づき、中国四国産業保安監督部に届出を行っています。
- ・ 本物件の売却に伴い低濃度PCB含有電気工作物の設置者が変更となった場合には、電気事業法に基づく届出等の手続が必要となります。
- ・ 当該電気工作物を回路から取り外した場合は、PCB廃棄物として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正な保管及び処分が必要となります。使用中の低濃度PCB含有電気工作物に関する手続については、中国四国産業保安監督部電力安全課（082-224-5742）、PCB廃棄物の保管及び処分等については岡山市産業廃棄物対策課（086-803-1303）に確認してください。

[消防用設備等]

- ・ 本建物には、消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、連結送水管等の消防用設備等が設置されており、消防法第17条の3の3の規定に基づく点検を実施しています。
- ・ 売却後は、建物の用途、使用状況等に応じ、買受人の責任において必要な点検、報告、改修及び届出等を行ってください。
- ・ 建物の用途変更、改修等を行う場合には、必要となる消防用設備等が変更となる場合がありますので、事前に岡山市北消防署（086-226-1119）に確認してください。

[非常用発電設備等]

- ・ 非常用発電設備（ディーゼル発電機・160kW）が設置されており、燃料としてA重油を使用しています。燃料タンクの容量は300Lです。
- ・ 非常用発電設備は、製造から約50年が経過しており、補修部品の製造及び供給が終了しています。直近の点検では、始動用空気槽の弁の固着等が確認されており、故障等が生じた場合に修繕・復旧できない可能性があります。
- ・ 非常用発電設備又は重油の貯蔵・取扱いを廃止する場合には、消防法令等に基づく届出等の手続が必要となる場合があります。詳細については、岡山市北消防署（086-226-1119）に確認してください。

[建築基準法に基づく点検等]

- ・ 本建物にはエレベーターが設置されており、保守点検を実施しています。
- ・ 建物及び設備の用途、使用状況等に応じ、買受人の責任において必要な点検、整備及び手続を行ってください。

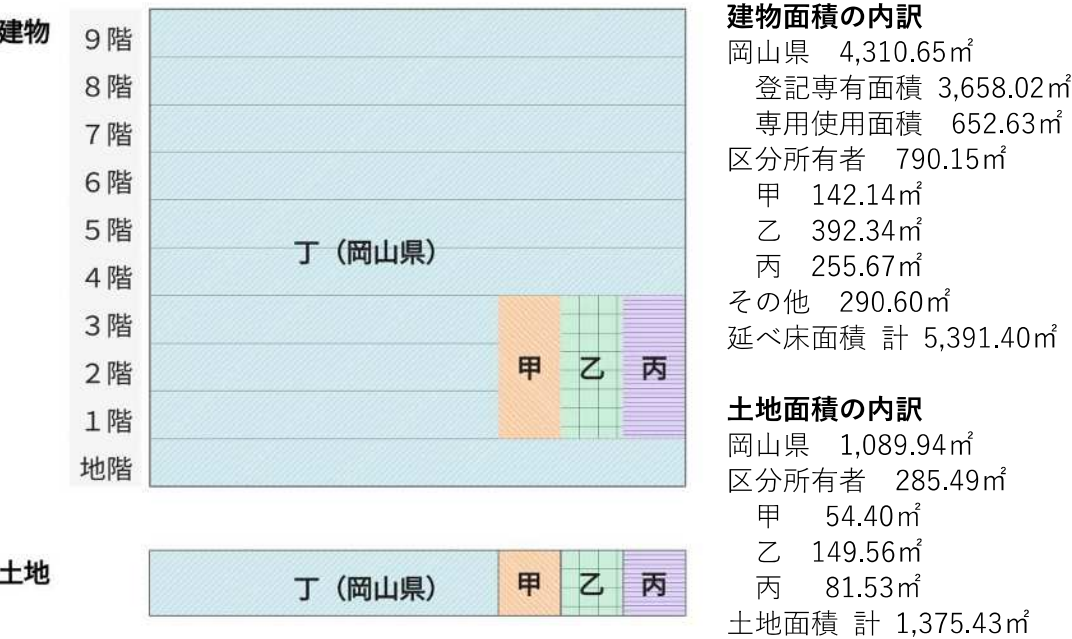
[その他]

- ・ 本建物には、県以外の区分所有者が使用する設備や、当該区分所有者のものとみられる残置物等があります。これらの撤去・処分に当たっては、所有関係等を確認してください。

(2) 土地

- ・ 建物の敷地は、14筆あります。
(所在：石関町2番102、出石町一丁目1番128、石関町2番101、117、118、119、120、122、123、125、126、127、128、131)
- ・ このうち、県以外の区分所有者が所有する土地は、売却の対象ではありません。
(売却対象は石関町2番102及び出石町一丁目1番128)
- ・ 敷地の所有関係の概要は、①末尾の模式図を参照してください。
- ・ 東側隣地（石関町2番103）の石垣の法下が売却対象地に越境しています。この越境については、隣地所有者から「工作物の越境の是正に関する確約書」を取得しています。買受人は、当該確約書における県の地位を承継するものとします。
- ・ 売却対象地内に中国電力ネットワーク株式会社の電柱1条（電柱番号：弓之町（幹）17右3N1）及び支線1条が設置されており、県は同社に対して当該電柱等の設置に係る土地の貸付けを行っています。買受人は、所有権移転後も当該電柱等の設置を継続できるよう、同社と必要な手続を行ってください。
- ・ ポーチにある石碑も売却対象の一部に含まれています。

参考 旧岡山県総合福祉会館の区分所有関係（模式図）



[注釈]

甲・乙・丙・丁は図示のための呼称です。

丁（岡山県所有部分）は売却対象に含まれ、甲・乙・丙は売却対象に含まれません。

本図はイメージであり、各区画の正確な位置、形状、面積や建物と土地の対応関係を示すものではありません。

②出石町一丁目1番101（建付地）

（１）B旧ゆうあいプラザ

〔建物の使用状況〕

- ・本建物は昭和45年1月に新築され、岡山県総合福祉会館との一体的な施設確保を目的として昭和51年9月に取得しました。会館が閉館して以降は使用していません。
- ・消防署の登録上、令和6年8月15日以降休業扱いとなっています。休業後、消防用設備等の点検は実施していません。使用を再開する場合は、岡山市北消防署への防火対象物使用開始届の提出が必要です。

〔建物の劣化状況〕

- ・本建物には雨漏りによる天井板の損傷・脱落や、屋上の外壁の一部に剥離等の劣化が見られます。

〔アスベスト〕

- ・令和7年6月に外壁の建築仕上げ塗材等についてアスベスト含有分析調査を実施した結果、外壁の吹付け塗材にアスベストの含有は確認されませんでした。なお、当該調査は一部の試料を採取して実施したものであり、調査を実施していない箇所については、アスベストの含有の有無は不明です。

〔電気・ガス・水道等〕

- ・電気・ガス・水道の契約は解除しています。
- ・ガスについては、ガスを本管から遮断しています。都市ガスを再度利用する場合には、本管との接続工事が必要となります。

〔空調設備〕

- ・本空調設備は、冷媒を回収済みであり、現在使用していません。

〔その他〕

- ・本建物は敷地境界との間隔が狭い箇所があります。改修等の工事を行う場合には、周辺の建物への影響に配慮し、必要な事前調査及び施工計画の検討を行ってください。

（２）土地

- ・北側隣地（出石町一丁目1番102）の樋が売却対象地に越境しています。

③出石町一丁目1番105（更地）

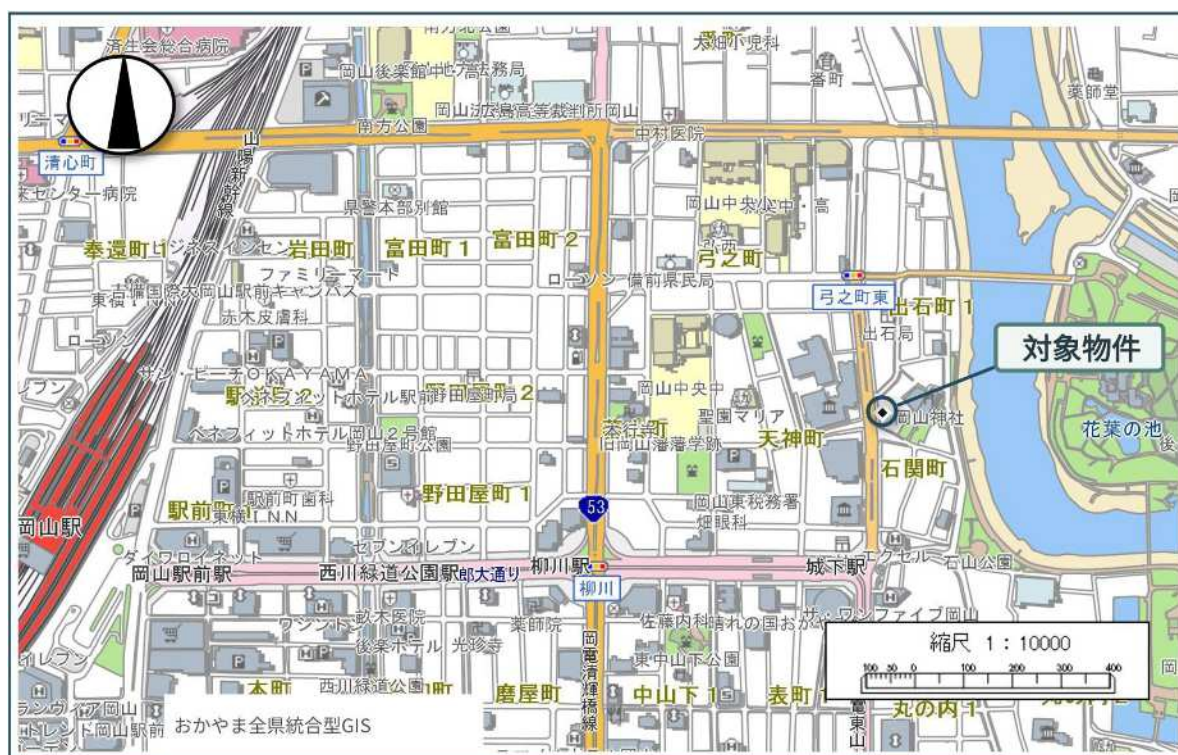
- ・南側隣地（出石町一丁目1番104）の屋根、換気扇及び管が売却対象地に越境しています。この越境については、隣地所有者から「工作物の越境の是正に関する確約書」を取得しています。買受人は、当該確約書における県の地位を承継するものとします。
- ・本件土地には、南側隣地の地下換気口に関連する工作物（コンクリート囲い及び金網蓋等）が設置されており、売却後の当該工作物の取扱いについては、隣接地所有者と買受人との間で協議することとしています。

④出石町一丁目2番101（更地）

- ・ 本地南西門に案内看板があります。案内看板については、設置者である岡山丸の内ロータリークラブと協議してください。
- ・ 東側隣地（出石町一丁目2番154）との境界付近においては、隣接地の石垣の一部が本土地に、本土地の土砂及び擁壁の一部が隣接地に、それぞれ越境しています。これらの取扱いについて、隣接地所有者との間で覚書を締結しています。買受人は、当該覚書における県の地位を承継するものとします。

案内図

旧総合福祉会館・旧ゆうあいプラザ・南駐車場・北駐車場



出典：おかやま全県統合型GIS ※案内図は原図を縮小して掲載しています。

売却対象物件

- ① 旧総合福祉会館の土地 A 旧総合福祉会館の建物
- ② 旧ゆうあいプラザの土地 B 旧ゆうあいプラザの建物
- ③ 南駐車場の土地 ④ 北駐車場の土地

位置関係・越境に関する事項は、次ページの明細図をご覧ください。

明細図

旧総合福祉会館・旧ゆうあいプラザ・南駐車場・北駐車場



凡例

実線：土地の外周 破線 + a ～ d：越境に関する境界側

緑色：売却対象の土地①～④ 水色網掛け：区分所有者所有地

①～④：土地 A・B：建物

a ① 東側隣地の石垣

東側隣地の石垣の法下が対象地に越境。

b ② 北側隣地の樋

北側隣地の樋が対象地に越境。

c ③ 南側隣地の屋根等

南側隣地の屋根・換気扇・管が対象地に越境。
対象地上に地下換気口に関連する工作物あり。

d ④ 東側隣地との相互越境

東側隣地の石垣と対象地の土砂・擁壁が相互に越境。

※図中 a ～ d の越境及び c の地下換気口に関連する工作物の取扱いについては、本文の各物件の記載をご確認ください。

現況写真

建物の外観

① 旧総合福祉会館（A）・② 旧ゆうあいプラザ（B）



左：② 旧ゆうあいプラザ（B）／ 右：① 旧総合福祉会館（A）〔西方より撮影〕

① 旧総合福祉会館（A）



南方より撮影

② 旧ゆうあいプラザ（B）



南西方より撮影

現況写真

駐車場用地の現況

③ 南駐車場



北西方より撮影

④ 北駐車場



南方より撮影

参考

本物件の一般競争入札に係る参考資料として、次のとおり関係図書等を閲覧に供します。

1 閲覧資料

No.	閲覧資料	作成年月
1	建築確認申請（確認通知）	昭和50年11月
2	岡山県総合福祉会館新築工事のうち衛生給排水瓦斯設備工事竣工図	昭和50年7月
3	財団法人岡山県福祉事業団岡山県総合福祉会館新築工事電気設備工事竣工図	昭和51年1月
4	財団法人岡山県福祉事業団岡山県総合福祉会館空調換気設備竣工図	昭和51年1月
5	岡山県総合福祉会館エレベーター改修工事	平成24年1月
6	工作物等の越境に関する覚書（④出石町一丁目2番101）	令和4年5月
7	工作物の越境の是正に関する確約書（③出石町一丁目1番105）	令和8年1月
8	工作物の越境の是正に関する確約書（①石関町2番102）	令和8年3月
9	土地利用に関する覚書	令和8年9月
10	岡山県総合福祉会館管理規約	令和8年9月

2 閲覧の方法

①閲覧期間

令和8年10月26日（月）から令和8年11月20日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

②閲覧場所

岡山県子ども・福祉部地域福祉課
岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話 086-226-7317（直通）

③閲覧方法

閲覧を希望する方は、前日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに地域福祉課に連絡の上、来庁してください。
閲覧の際は、本人確認書類を提示し、資料閲覧申請簿に必要事項を記入してください。
なお、管理規約、覚書及び確約書の閲覧は、本物件の購入を検討する目的に限ります。

3 その他

閲覧資料は、現況と一致しない場合があります。
閲覧資料の持出しはできません。

物件説明書 2

令和8年10月26日

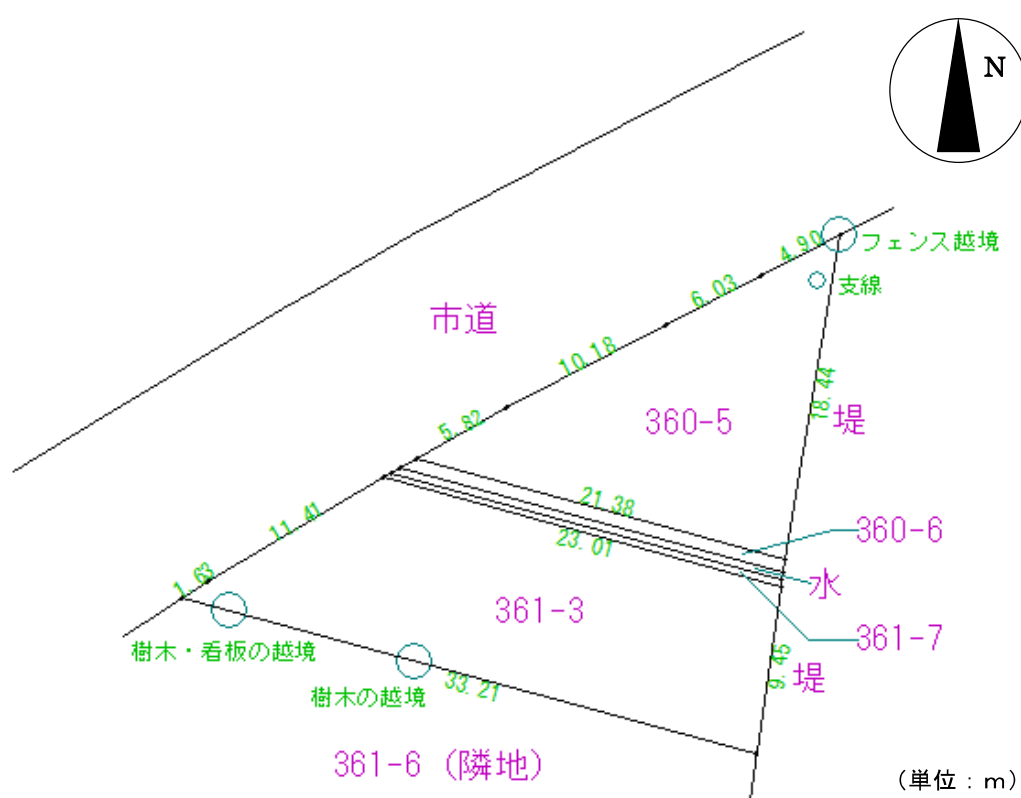
所在地	笠岡市入江字五良三谷３６０番５，３６１番３						
物件の状況	土地					建物	
	地番	地積(実測)	地目	形状	構造・延床面積		
	３６０番５	199.05㎡	雑種地	不整形			
	３６１番３	264.44㎡	雑種地	不整形			
接面道路の幅員及び構造	北西側：幅員約10mの舗装市道（富岡西大島新田線）に接面 ※本道路は建築基準法第42条第１項第１号に該当						
都市計画法及び建築基準法上の主な制限	都市計画区域	非線引都市計画区域		用途地域	第一種住居地域		
	日影制限	制限有（二）		建ぺい率	60%	容積率	200%
	防火地域			その他	河川保全区域		
占有物件等	有・無	物件の内容	中国電力支線１条				
私道の負担等	有（無）	負担の内容					
供給処理施設の状況		供給	事業所名		電話番号		負担金等
	電気	可					
	上水道	可(未接続)	笠岡市上下水道部水道課		0865-63-0702		要
	下水道	可(未接続)	笠岡市上下水道部下水道課		0865-69-2142		納入済
	都市ガス	不可					
交通機関	バス	井笠バスカンパニー「道通下」停留所 南西方 直線距離 約 0.2km					
	鉄道	ＪＲ山陽本線「笠岡」駅 北西方 直線距離 約 3.0km					
公共施設等	市役所	北西方 直線距離 約 3.0 km	郵便局	北方 直線距離 約 0.9 km			
	小学校	北西方 直線距離 約 1.3 km	中学校	北方 直線距離 約 1.2 km			
	交 番	南西方 直線距離 約 1.5 km	病院	南西方 直線距離 約 0.9 km			
近隣の状況	・当該地は、住宅、事業所等の見られる旧来からの混在住宅地域で、東側に今立川が流れています。 ・近隣の主な公共施設としては、県立笠岡工業高等学校、笠岡市立カブトガニ博物館、笠岡市立中央小学校などがあります。						
最低売払価格	7，０４２，０００円						
参考事項	①土地を現状有姿のまま二筆併せて一体で売却します。 ②敷地は接面道路と約0．５m～0．８m高低差がある部分があります。 ③当該地の３６０番５と３６１番３の間に市が管理する水路があります。水路上には県が設置した蓋がありますが、当該蓋を使用する場合や新たに蓋掛けする場合等は、水路の占用許可が必要です。詳細については笠岡市建設部建設管理課（0865-69-2146）にお問い合わせください。 ④当該地は河川保全区域に該当することから、工作物の設置や掘削、盛土をする場合は、河川管理者（岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課（0865-69-1634））にお問い合わせください。 ⑤３６０番５の北側境界において、本物件のフェンスの一部が隣接土地(市有地)に越境しています。買受人において隣接土地所有者（笠岡市建設部建設管理課（0865-69-2146））と協議を行ってください。 ⑥本敷地の南側隣接土地の樹木及び看板の一部が本敷地内に越境しています。当該隣接土地所有者から、買受人が求めたときは剪定等を行い、越境を是正する旨の確約書を取り付けています。 ⑦上水道については引込み可能ですが、引込み工事・負担金等が必要です。詳細は笠岡市上下水道部水道課（0865-63-0702）にお問い合わせください。 ⑧下水道については負担金納入済ですが、引込み工事が必要です。詳細は笠岡市上下水道部下水道課（0865-69-2142）にお問い合わせください。 ⑨土壌汚染調査、地質調査、地下埋設物調査は実施していません。 ⑩土地は、買受人に登録免許税を負担いただき、県が所有権移転登記を行います。						

（注）物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において諸規制等についての確認を行ってください。

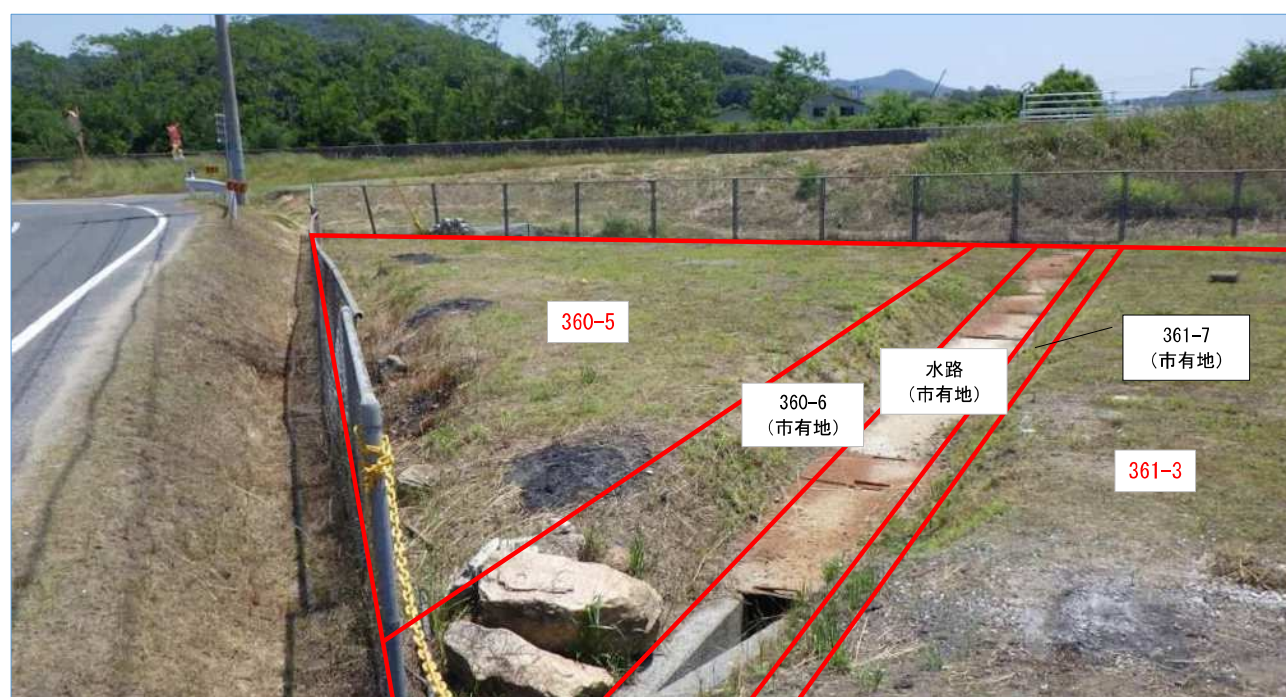
案 内 図



明 細 図



笠岡市入江五良三谷 3 6 0 番 5、3 6 1 番 3



質問書

令和 年 月 日

岡山県子ども・福祉部地域福祉課長 殿

所 在 地

氏 名

(担当者名)

(電話番号)

(メールアドレス)

入札案件	令和 8 年度第 2 回未利用県有地一般競争入札 (物件番号 1)
質 問 事 項	

(注) 法人の場合には、法人名及び代表者氏名を記入してください

(様式第1号)

一般競争入札参加申込書

令和 8 年 12 月 10 日に執行される下記物件の県有財産売払い一般競争入札に参加したいので、「一般競争入札参加案内」及び現場説明会等の内容を承諾の上、申し込みます。

記

入札物件

物件番号	
所在地	

年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

(本人) 住 所

フリガナ
氏 名

法人番号

(代理人) 住 所

フリガナ
氏 名

【連絡先】

電話番号		☐ 本人 ☐ 代理人 (いずれかに☑)
電子メール		☐ 本人 ☐ 代理人 (いずれかに☑)

(注) 法人の場合には、法人名及び代表者氏名を記入してください。

(添付書類) 代理人の場合は、本人の委任状(様式第2号)

法人の場合は、役員名簿(様式第3号)

本申込書に法人番号を記入しない場合は、法人登記簿謄本
誓約書(様式第4号)

本人の印鑑登録証明書(法人の場合は、法人の印鑑登録証明書)

(様式第2号)

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、次の県有財産の売払いの入札に関する一切の権限を委任します。

なお、代理人が使用する印鑑は、次のとおりです。



記

入札物件

物件番号	
所在地	

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

委任者（申込者） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

受任者（代理人） 住 所 _____

氏 名 _____

(様式第3号)

役 員 名 簿

買受申出者	所在地：
	法人名：

No.	役 職 名	氏 名	住 所	生 年 月 日
1		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
2		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
3		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
4		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
5		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
6		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
7		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
8		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
9		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
10		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
11		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
12		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
13		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日
14		フリガナ		T・S・H・R 年 月 日

(様式第4号)

誓 約 書

私は、「一般競争入札参加案内」に記載された全ての入札参加資格を有することを誓約いたします。

また、必要な場合には、下記について、岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。また、法人の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号に規定する役員をいう。）についても、次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

住 所

氏 名

印

(注) 法人の場合には、法人名及び代表者氏名を記入してください。

次ページも御確認ください。

(両面を印刷してください。)

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (4)～(6) 略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5) 略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) 略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20) 略

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等を行うことを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第 3 条第 1 項第 3 号において同じ。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27) 略

県有財産売買契約書

売払人岡山県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、岡山県有財産を売買することについて、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 甲が乙に売り払う物件（以下「売買物件」という。）は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	備考
		平方メートル	定着物及び附属物を含む。

（売買代金）

第 3 条 売買代金は、金 円（土地： 円、建物： 円（うち消費税額及び地方消費税の額金 円））とする。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金は、●●●円とする。

2 入札保証金▲▲▲円は、この契約の締結と同時に前項の契約保証金に充当し、契約保証金のその余の額は免除する。

3 第 1 項の契約保証金には、利息を付さない。

4 第 1 項の契約保証金は、第 6 条の遅延利息及び第 19 条に規定する損害賠償の額の予定又はその一部とみなさない。

5 甲は、乙が次条の規定による義務を履行したときは、第 1 項の契約保証金のうち、入札保証金を充当した▲▲▲円を売買代金に充当する。

6 乙が次条の規定による義務を履行しないため、第 16 条の規定によりこの契約を解除したときは、第 1 項の契約保証金のうち第 2 項の規定により入札保証金を充当した▲▲▲円は甲に帰属する。

（売買代金の納付）

第 5 条 乙は、売買代金のうち入札保証金を充当した契約保証金▲▲▲円を除いた■■■円（以下「差額代金」という。）を甲の発行する納入通知書により 年 月 日までに甲に納付しなければならない。

（遅延利息）

第 6 条 乙は、前条に規定する期限までに差額代金を納付しなかったときは、当該期限の翌日から差額代金を完納する日までの日数に応じ、当該未払額につき年 9.05 パーセントの割合により計算した額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を遅延利息として甲の指定する方法により甲に納付しなければならない。ただし、遅延利息の金額が 100 円未満であるときは、甲はこれを請求しないものとする。

（所有権の移転）

第 7 条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条の遅延利息を含む。）を完納した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第 8 条 甲は、売買物件の所有権の移転と同時に、何らの手続を要しないで売買物件を現状有姿のまま乙に引き渡したものとする。

（所有権の移転登記）

第 9 条 甲は、売買物件の引渡し後、乙の請求により所有権移転の登記を嘱託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第 10 条 この契約の締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が甲乙双方の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は毀損した場合には、その損害は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第 11 条 乙は、引き渡しを受けた売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対して売買物件の修補の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除その他一切の請求をすることができない。ただし、売買物件の引渡しの日から起算して 2 年以内であって、乙が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者であるときは、この限りでない。

(用途制限)

第 12 条 乙は、売買物件を暴力団（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

2 乙は、この契約の締結の日から起算して 10 年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供してはならない。

(所有権の移転等の禁止)

第 13 条 乙は、売買物件及びこの契約の締結後に売買物件に設置した建物等の物件を、次の各号のいずれかに該当する者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(1) 前条第 1 項の用に供するおそれのある者

(2) 暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等の構成員又はその他これに類する者

2 乙は、この契約の締結の日から起算して 10 年間は、売買物件又はこの契約の締結後に売買物件に設置した建物等の物件を、前条第 2 項の用に供するおそれのある第三者へ譲渡し、又は貸し付けてはならない。

3 乙は、売買物件を第三者へ譲渡し、又は貸し付けるときには、前 2 項に規定する義務について、その譲受人又は賃借人に承継させなければならない。

(調査等)

第 14 条 甲は、前 2 条に規定する義務の履行状況を確認するため、乙に所要の報告を求め、又は随時に調査をすることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する書類その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく、前 2 項に規定する調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 15 条 甲は、乙が第 12 条若しくは第 13 条のいずれかの規定に違反したとき又は次条の規定により契約を解除したときは、売買代金の 100 分の 30 に相当する額の違約

金を乙から徴収することができる。

- 2 甲は、乙が前条第2項又は第3項の規定に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する額の違約金を乙から徴収することができる。
- 3 前2項の違約金は違約罰であり、次条の規定による甲の契約の解除の権利の行使を妨げない。
- 4 第1項及び第2項の違約金は、第19条に規定する損害賠償の額の予定又はその一部とみなさない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告を行い、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員若しくは支店若しくは営業所の代表者を、又は団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第17条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が負担した第9条第2項に規定する登記費用及び第21条に規定する契約費用は返還しない。
- 3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が支払った第15条第1項及び第2項の違約金並びに乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復義務)

第18条 乙は、甲が第16条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書に規定する場合において、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、甲の定める売買物件の所有権の移転登記に係る承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 19 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

(返還金の相殺)

第 20 条 甲は、第 17 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 15 条第 1 項及び第 2 項の違約金、前条に規定する損害賠償その他の甲に金銭を納付すべき債務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約費用)

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約から生ずる一切の法律関係に関する訴えについては、岡山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(特約)

第 23 条 第 1 条から前条までに定めるもののほか、別紙のとおり特約をする。

(疑義の決定)

第 24 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 売出人 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
岡 山 県
岡山県知事

乙 買受人

県有財産売買契約書特約

(未調査事項等に係る契約不適合責任)

第1条 甲は、売買物件の引渡し後に、地中障害物、土壌汚染、地下埋設物その他の建物状況に関する調査により判明し得る事象が発見された場合であっても、責任を負わない。ただし、売買物件の引渡しの日から起算して2年以内であって、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者であるときは、この限りでない。

(アスベストに係る契約不適合責任)

第2条 甲は、売買物件の引渡し後に、既に確認されているもののほか、アスベストを含有する建材等が発見された場合であっても、責任を負わない。ただし、売買物件の引渡しの日から起算して2年以内であって、乙が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者であるときは、この限りでない。

(管理規約等の地位の承継)

第3条 乙は、岡山県総合福祉会館管理規約及び旧岡山県総合福祉会館に係る他の区分所有者とそれぞれ締結している土地利用に関する覚書における甲の権利及び義務を承継するものとする。

(越境に関する確約書等の地位の承継)

第4条 乙は、甲が旧岡山県総合福祉会館の東側隣地所有者及び南駐車場の南側隣地所有者から取得している工作物の越境の是正に関する確約書における甲の権利及び義務を承継するものとする。

2 乙は、北駐車場の東側隣地所有者と締結している越境物の取扱いに関する覚書における甲の権利及び義務を承継するものとする。

(南駐車場の工作物に係る取扱い)

第5条 乙は、南駐車場の土地上に設置されている南側隣地の地下換気口に関連する工作物（コンクリート囲い及び金網蓋等）の取扱いについて、隣接地所有者と協議の上決定するものとする。

(電柱等の設置の継続)

第6条 乙は、旧岡山県総合福祉会館の敷地内に設置されている中国電力ネットワーク株式会社の電柱1条（電柱番号：弓之町（幹）17右3N1）及び支線1条について、所有権移転後もその設置を継続し、当該継続に関して同社との間で必要な契約その他の手続を行うものとする。

(旧ゆうあいプラザの改修等)

第7条 乙は、旧ゆうあいプラザの改修等の工事を行う場合には、敷地境界との間隔が狭い箇所があることを踏まえ、周辺の建物への影響に配慮し、必要な事前調査及び施工計画の検討を行うものとする。

(旧ゆうあいプラザ敷地への越境に係る取扱い)

第8条 乙は、旧ゆうあいプラザの土地について、北側隣地の樋が売買物件に越境していることを了承し、その取扱いについては隣接地所有者と協議の上決定するものとする。

※契約に当たり若干の修文の可能性があります。

県有財産売買契約書

売出人岡山県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、岡山県有財産を売買することについて、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 甲が乙に売り払う物件（以下「売買物件」という。）は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	備考
		平方メートル	定着物及び附属物を含む。

（売買代金）

第 3 条 売買代金は、金 円（土地： 円、建物： 円（うち消費税額及び地方消費税の額金 円））とする。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金は、●●●円とする。

2 入札保証金▲▲▲円は、この契約の締結と同時に前項の契約保証金に充当し、契約保証金のその余の額は免除する。

3 第 1 項の契約保証金には、利息を付さない。

4 第 1 項の契約保証金は、第 6 条の遅延利息及び第 19 条に規定する損害賠償の額の予定又はその一部とみなさない。

5 甲は、乙が次条の規定による義務を履行したときは、第 1 項の契約保証金のうち、入札保証金を充当した▲▲▲円を売買代金に充当する。

6 乙が次条の規定による義務を履行しないため、第 16 条の規定によりこの契約を解除したときは、第 1 項の契約保証金のうち第 2 項の規定により入札保証金を充当した▲▲▲円は甲に帰属する。

（売買代金の納付）

第 5 条 乙は、売買代金のうち入札保証金を充当した契約保証金▲▲▲円を除いた■ ■ ■円（以下「差額代金」という。）を甲の発行する納入通知書により 年 月 日までに甲に納付しなければならない。

（遅延利息）

第 6 条 乙は、前条に規定する期限までに差額代金を納付しなかったときは、当該期限の翌日から差額代金を完納する日までの日数に応じ、当該未払額につき年 9.05 パーセントの割合により計算した額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を遅延利息として甲の指定する方法により甲に納付しなければならない。ただし、遅延利息の金額が 100 円未満であるときは、甲はこれを請求しないものとする。

（所有権の移転）

第 7 条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条の遅延利息を含む。）を完納した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第 8 条 甲は、売買物件の所有権の移転と同時に、何らの手続を要しないで売買物件を現状有姿のまま乙に引き渡したものとする。

（所有権の移転登記）

第 9 条 甲は、売買物件の引渡し後、乙の請求により所有権移転の登記を嘱託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第 10 条 この契約の締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が甲乙双方の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は毀損した場合には、その損害は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第 11 条 乙は、引き渡しを受けた売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対して売買物件の修補の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除その他一切の請求をすることができない。ただし、売買物件の引渡しの日から起算して 2 年以内であって、乙が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者であるときは、この限りでない。

(用途制限)

第 12 条 乙は、売買物件を暴力団（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

2 乙は、この契約の締結の日から起算して 10 年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供してはならない。

(所有権の移転等の禁止)

第 13 条 乙は、売買物件及びこの契約の締結後に売買物件に設置した建物等の物件を、次の各号のいずれかに該当する者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(1) 前条第 1 項の用に供するおそれのある者

(2) 暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等の構成員又はその他これに類する者

2 乙は、この契約の締結の日から起算して 10 年間は、売買物件又はこの契約の締結後に売買物件に設置した建物等の物件を、前条第 2 項の用に供するおそれのある第三者へ譲渡し、又は貸し付けてはならない。

3 乙は、売買物件を第三者へ譲渡し、又は貸し付けるときには、前 2 項に規定する義務について、その譲受人又は賃借人に承継させなければならない。

(調査等)

第 14 条 甲は、前 2 条に規定する義務の履行状況を確認するため、乙に所要の報告を求め、又は随時に調査をすることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する書類その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく、前 2 項に規定する調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 15 条 甲は、乙が第 12 条若しくは第 13 条のいずれかの規定に違反したとき又は次条の規定により契約を解除したときは、売買代金の 100 分の 30 に相当する額の違約

金を乙から徴収することができる。

- 2 甲は、乙が前条第 2 項又は第 3 項の規定に違反したときは、売買代金の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙から徴収することができる。
- 3 前 2 項の違約金は違約罰であり、次条の規定による甲の契約の解除の権利の行使を妨げない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の違約金は、第 19 条に規定する損害賠償の額の予定又はその一部とみなさない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告を行い、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員若しくは支店若しくは営業所の代表者を、又は団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第 17 条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が負担した第 9 条第 2 項に規定する登記費用及び第 21 条に規定する契約費用は返還しない。
- 3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が支払った第 15 条第 1 項及び第 2 項の違約金並びに乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復義務)

第 18 条 乙は、甲が第 16 条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書に規定する場合において、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、甲の定める売買物件の所有権の移転登記に係る承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 19 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

(返還金の相殺)

第 20 条 甲は、第 17 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 15 条第 1 項及び第 2 項の違約金、前条に規定する損害賠償その他の甲に金銭を納付すべき債務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約費用)

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約から生ずる一切の法律関係に関する訴えについては、岡山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第 23 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 売出人 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
岡 山 県
岡山県知事

乙 買受人

入札会場案内図

【入札会場（用度課入札室）への行き方】

本庁舎地下1階エリアEの受付（下図の緑色表示）へお越しください。

※お車でお越しの場合は、本庁舎又は県立図書館の外来駐車場（有料）等をご利用いただけます。

<岡山県庁舎平面図（1階、地下1階）>

